

新潟県選挙管理委員会規程第4号

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会専決規程(昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(書記長の専決事項) 第3条 書記長の専決できる事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>個人情報ファイル簿の作成等</u> 、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。 (5)～(7) (略)	(書記長の専決事項) 第3条 書記長の専決できる事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>個人情報取扱事務の登録等</u> 、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。 (5)～(7) (略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する